

令和7年度磐田市空家等活用可能性調査業務委託仕様書

1 目的

市内に所在する空家等の早期把握及び有効活用を促進するため、空家等の現地調査等を実施し、活用の可能性がわかる資料を作成する。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（更新する場合あり）

なお、契約締結日等の詳細については、協議の上別途決定する。

3 委託内容

受託者の行う業務は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、本市と協議を行いながら実施すること。

項目	内容
対象	市が自治会等から情報収集した空き家 (想定 平均1～3戸/週) 参考 令和6年度 査定依頼件数 82戸 ただし、R6.10～ R7.3まで
地域	市域全体
調査方法	市が提供する情報に基づき、現地調査等を実施する。 事業者のノウハウが最大限活用されることを目的として、 市は調査方法を特に指定しない。
市が提供する情報	(1) 所在地 (2) 市が情報提供を受けた経緯（提供者区分、日付等） (3) 地番図、航空写真 ※市が提供する情報には個人情報は一切含まない。
成果物	・資料には次の項目の記載を必須とする。 (1) 所在 (2) 事業者名 (3) 資料作成日 (4) 査定金額等の提案内容 (5) (4) の根拠 (6) 資料にかかる事業者の責任の範囲 ・必須項目以外の項目の記載および様式は、法令及び、公序良俗等に違反しない限り自由とする。 ・資料の量は、A4 4頁以内程度とする。 ・市民等にとってわかりやすい内容とし、市が不適切と判断する場合は、所有者等に提示しない場合がある。

項 目	内 容
納 品	メール等で市に提出する。 納品期限は、原則、市が情報提供した日から1ヶ月以内とする。(実施状況に応じて、伸縮する場合あり)
成果物の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有者等に活用等を働きかける際に活用する。 ・働きかけは、原則、最初は郵送により行う。 ・所有者等の特定ができない場合等、成果物を所有者等に提示できない場合がある。
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等が、市からの提示をうけ、資料作成事業者との商談を希望する場合があるため、資料は責任の持てる内容とすること。 ・当該業務で知り得た情報により、所有者等に連絡する等の営業活動は禁止とする。ただし、所有者等から希望があった場合は、マッチング支援を行う。 ・市は、委託契約締結後、受託事業者をホームページ等で公表する。 ・市から受託者に情報を提供する時点で、原則、所有者等及び隣家等の関係者への市からの連絡は行わない。 ・本業務は、最大5者程度の事業者に委託するものとし、市からの情報提供は、受託者全員に同時に、同じものを提供する。

4 業務完了報告

個々の成果物の納品とは別に、定期的に報告を受けるものとする。
(詳細は契約時に決定する。)

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額 0円(無償)

(2) 著作権等の取扱い

ア 委託業務の実施により市に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権は、市に納品があったとき、受託者から市へ移転するものとする。

イ 受託者が委託業務の着手前から有していた成果物に係る著作権等の知的所有権については、受託者に留保されるものとする。この場合、受託者は市に対し、成果物を市が業務を遂行するために自由に利用することを無償で許諾するものとする。

ウ 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意する

こと。作成過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、本市においていかなる費用も発生しないようにすること。

- エ 写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- オ 著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

6 個人情報の保護

受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、磐田市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときには、委託者と協議してこれを定めるものとする。

以上